

## 産 業 医 の 業 務

### ◆産業医面談・相談

#### ・健康診断

健康診断後などに健康相談の希望の社員が発生した場合、社員の健康について相談を受けます。

#### ・長時間社員の面接指導等

月あたり75時間超えの時間外労働を行い、面接の希望を申し出た社員等に対して面接指導を行います。

#### ・休職面談

休職希望の社員が発生した場合や体調不良での欠勤、遅刻、早退が続いているなどの状況が確認された場合に、休職面談を行います。

#### ・復職面談

休職希望の社員が発生した場合や体調不良での欠勤、遅刻、早退が続いているなどの状況が確認された場合に、休職面談を行います。

#### ・高ストレス者指導面談

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象とする産業医による高ストレス者面接指導を行います。

### ◆健康診断結果のチェックと就業判定

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象とする産業医による高ストレス者面接指導を行います。

### ◆職場巡視

健康診断の結果、異常の所見があると診断された社員について就業判定を行い、就業制限や休職が必要と判断した社員に対して「意見書」を作成します。

### ◆衛生委員会への参加

（安全）衛生委員会のメンバーとして、社員の健康を保持するための個別的な事項の検討だけでなく、職場の安全衛生体制の構築にも参画します。

### ◆ストレスチェック実施者

ストレスチェック実施者として、ストレスチェックの計画～実施～終了まで全般に関わります。